

厚労省懇談 メモ

2018. 1. 15. (月) 10時—11時30分

厚労省 仮設第一会議室

厚生労働省

社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課

障害児・発達障害者支援室

上井 室長補佐

石井 専門官

刀根 専門官

地域生活支援推進室

大平 専門官

子ども家庭局

母子保険課

田口 課長補佐

保育課

下間 主事

全通連 近藤会長

豊留 堀之内 田中

沖津 田村 中山 加藤

オブザーバー 飯室

1 / 15 付け質問・要望事項 参照

確認

1. ② 食事提供加算 継続
- ③ 児発管の基礎資格 保育士の保育園(児童福祉施設)の経験は換算。
2. ② 相談支援の基礎資格 障害児保育の経験は「知事が認めたもの」で読める。

意見交換

1. ① 日々定員、出来高払いは、とりわけ1・2歳の子どもにとってはふさわしくない。利用計画・個別支援計画・契約の3条件で規定した通園日数分の報酬が確保されるべきではないか。

上井室長補佐→そういう制度である。しかし、「欠席時対応加算」の月4回の上限を拡大する方向で検討中である。

全 →感染症の流行、事前災害等の「通いたくても通えない」状況に対する救済措置を検討いただきたい。

1. ④ 職員配置基準。「児童指導員」はどういう人を指すのか。「指導員」が「児童指導員」になれる要件を教えてください。

上井室長補佐→後日

2. ① 相談支援専門員の専門性  
「子ども」とりわけ0-2歳の子どもと家族を支える専門性を備えるための研修等を実施してほしい。

大平専門官 →部門別研修は実施しているが、義務化はしていないので数が限られている。ケアマネの手法を学ぶ研修として位置付けており、「児発管」研修も同様の方向である。

2. ③ セルフプランとの関係、家庭訪問  
利用計画作成を増やしていく方向なのか。  
家庭訪問がネックである。障害受容前の家族にとって大きなハードル。連携と言う意味で保健師が訪問した情報を共有するなど考えられないか。ここでも、0-2歳という特殊性を勘案できないか。

大平専門官 →必要なものとして基本的には伸ばしていく方向である。  
家庭訪問は必要であり、原則である。

3. ① 母子保健 「「子育て世代包括支援センター」の進捗

田口補佐 →ガイドラインができ、全国に設置が進んでいる。「センター」としての予算化はないが、「利用者支援事業」を根拠に、専任者配置されれば人件費を打つ。

- ② 保育 「保育所保育指針」の改定。障害児の扱いは。

下間主事 →医療ケア等については「手引き」で示す。鋭意作成中。  
保育所等訪問、巡回支援専門員等とのかかわりも同様。

- ③ 「居場所事業」

石井専門官 → 24年に開始。広がらず、25年で廃止。

※0-2歳の発達支援という観点から、母子保健からのスムーズなつながりが不可欠。  
保健所の健診、健診後の親子教室などに積極的にかかわっている。  
相談支援のかかわりが、障害児用前の家族にとって壁にならないような配慮が必要。  
保育園に通う同じ年齢の子どもに保障されている「毎日通う場」が、日払いの制度では  
保障されないのは平等ではない。

(文責 加藤)